

滋賀県で大切にすべき野生生物のカテゴリーと選定基準

カテゴリーおよび基本的基準	具 体 的 基 準	
	確実な情報があるもの	情報量が少ないもの
(1) 絶滅危惧種 (Critically Endangered) ● 県内において絶滅の危機に瀕している種（亜種・変種を含む。以下同じ） もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続は困難なもの。	● 県内において次のいずれかに該当する種（亜種・変種を含む。以下同じ） ① 既知のすべての個体群で、個体数が危機的水準にまで減少している。 ② 既知のすべての生息・生育地で、生息・生育条件が著しく悪化している。 ③ 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ ほとんどの分布域において交雑可能な別種・別亜種・別変種が侵入している。	⑤ それほど遠くない過去（30～50年）に生息・生育記録があるがその後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうか判断することが困難な種。
(2) 絶滅危機増大種 (Vulnerable) ● 県内において絶滅の危機が増大している種 もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来、絶滅危惧種のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。	● 県内において次のいずれかに該当する種 ① 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ② 大部分の生息・生育地で生息・生育条件が明らかに悪化しつつある。 ③ 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ 分布域の相当部分に交雑可能な別種・別亜種・別変種が侵入している。	
(3) 希少種 (Near Threatened) ● 県内において存続基盤が脆弱な種 現在のところ絶滅危惧種にも絶滅危機増大種にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易にこれらのカテゴリーに移行するような脆弱性を有するもの。	● 県内において次のいずれかに該当する種 ① 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧種または絶滅危機増大種に移行し得る属性を本来有しているもの。具体的には、次のいずれかの要素を持つこと。 a どの生息・生育地においても生息・生育密度が低く希少である。 b 生息・生育地が局限されている。 c 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。 ② 生息・生育状況の推移からみて、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には分布域の一部において次の傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 a 個体数が減少している。 b 生息・生育条件が悪化している。 c 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d 交雑可能な別種・別亜種・別変種が侵入している。	

カテゴリーおよび基本的基準	具 体 的 基 準	
	確実な情報があるもの	情報量が少ないもの
(4) 要注目種 (Data Deficient) ● 県内において評価するだけの情報が不足しているため注目することが必要な種	● 県内において次のいずれかに該当する種 —————	①環境条件の変化によって容易に上の(1)～(3)のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息・生育状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない。 a どの生息・生育地においても生息・生育密度が低く希少である。 b 生息・生育地が局限されている。 c 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。 ②上の(1)～(3)のカテゴリーに該当する属性を有しており、県内に分布する可能性があるが、県内の生息・生育状況が不明である。
(5) 分布上重要種 (Biogeographical Important) ● 県内において分布上重要な種 絶滅の危機をもたらす圧迫要因や存続基盤の脆弱性は認められないが、分布が特定の地域に限定される希少性や固有種、準固有種など学術的に重要性を有するもの。	● (1)～(4)のいずれのカテゴリーにも該当しないが、次のいずれかに該当する種 ①生物地理的に分布パターンをみた場合、県内での分布が特定の地域に限定されている。 ②人為的影響によって、県内での分布が特定の地域に限定されている。 ③本県が全国的な分布の限界となっている。 ④固有種、準固有種等学術的に重要である。	
(6) その他重要種 (Other Important) ● 全国および近隣府県の状況から県内において注意が必要な種	● (1)～(5)のいずれのカテゴリーにも該当しないが、次のいずれかに該当する種 ①全国レベルでは、(1)～(4)のいずれかの基準に該当する。 ②近隣府県で減少しており、今後、本県でも減少する可能性がある。	
(7) 絶滅種 (Extinct) ● 県内において野生で絶滅したと判断される種	● 過去に県内に野生で生息・生育したことが確認されており、かつ次のいずれかに該当する種 ①信頼できる調査や記録により既に野生で絶滅したことが確認されている。 ②複数の信頼できる調査によっても、野生での生息・生育が確認できなかった。	③過去 50 年間程度信頼できる野生での生息・生育の情報が得られていない。